

サービスメニュー・料金表

2020年7月時点



相談室ぱどる / ぱどる行政書士事務所

- 0 サービスの種類、利用方法
- 1 有料相談サービス
- 2 短期の生活支援サービス
- 3 継続的な生活支援サービス
- 4 後見制度の利用
- 5 福祉分野の申請代理、支援
- 6 医療における患者支援
- 7 遺言・贈与・家族信託
- 8 遺産分割・遺言執行
- 9 終活サポート・死後事務
- 10 その他の文書作成、申請代理

サービスメニュー・料金表

2020年7月時点

相談室ぱどる／ぱどる行政書士事務所

<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な案件や希望される内容によって料金は違ってきます。見積書を作成します。 ・複数のサービスを依頼される場合、ご夫婦など複数で依頼される場合は、割引します。 ・消費税は、別に必要です（税抜き表示です）。 ・㊄のマークは、行政書士資格があることで行える業務を含みます（補助者も手伝います）。 	この表は改定することがあります。
---	------------------

【0】サービスの種類、利用方法			
● 問い合わせ方法		方法	料金
当相談室／事務所まで対応できるテーマかどうかなどの問い合わせは、お気軽にどうぞ。10時～22時の間で、土日祝も含めて対応します。 (業務、研修などで対応できないときは、折り返しご連絡します)		電話、メール F A X	無料
● サービスの種類と方法		方法	料金
当相談室／事務所では、大きく分けて2種類の方法で、有料のサービスを提供します。 いずれも予約の連絡をいただいて、日時を調整します(10時～22時の間。土日祝の設定も可能)			
▼ 有料相談サービス	相談に乗ること自体が有料のサービスです。	電話、面談、オンライン面談、近距離の出張面談	5,000円/時間 (2,500円/30分)
▼ 具体的サービス	生活設計、生活支援、患者支援、遺言・相続、死後事務、文書作成、申請代理など	面談、出張面談、オンライン面談。補足的に電話、メール	案件ごとの報酬額
具体的サービスの依頼を検討するための相談は初回無料。2回目から5,000円/時間としますが、正式依頼になれば、支払い済みの相談料は、報酬・費用の算定時に差し引きます。			
※ オンライン面談は、パソコンやスマホでZoomなどのアプリを利用し、顔や資料を見ながら話せます。			
● 出張費		報酬	主な実費
お客さまのもとへ出向く場合、官公署や現地調査へ出向く場合			
日当・交通費 (見積ります)	近距離(堺市内など)	無料	無料
	片道15分程度	2,000円	交通費実費
	片道30分程度	5,000円	
	片道60分程度	10,000円	
	片道30分増ごとの加算(上限日当4万円)	5,000円	
滞在・宿泊費	(現地滞在中の日当は業務内容に応じて協議)	宿泊は実費15,000円以内	
※ 具体的サービスの依頼を検討するための出張相談は、日当を半額または無料にします。			
● 調査費(主な例)		報酬	主な実費
親族関係、相続人	戸籍関係書類、住民票の取得、検討	2,000円/通	手数料、郵送料
不動産	登記事項証明書、公図などの取得、検討	1,200円/通	手数料、郵送料
	固定資産評価証明書の取得、簡易評価	2,000円/通	手数料、郵送料
金融・債務	預貯金、有価証券の残高証明、信用情報の照会	2,000円/件	手数料、郵送料
生活状況	所得証明書の取得	2,000円/件	手数料、郵送料
実地調査	撮影、簡易計測、ご自宅の書類の探索など	5,000円/時間	
● その他の実費			
手数料(公的機関、金融機関)、通信費(郵便、宅配便)、印紙税(印紙が必要な文書)など			
● お支払いの時期と方法			
有料相談サービスは、予約後に事前の支払い、または氏名・住所・連絡先を明示してください(秘密は厳守)。具体的サービスは、業務完了時の支払いが基本ですが、メニューによって着金または事前払いをお願いします。現金または口座振り込み。クレジットカード、オンライン、スマホによる決済は準備中です。			

【1】 有料相談サービス	
● 社会保障のフル活用相談	料金
<p>あなたや家族・親族が利用できる社会保障や社会制度を探し、経済的負担や労力を減らせる方法を考えます。</p> <p>医療、介護、障害、雇用、労働、児童福祉、ひとり親支援、教育、奨学金、税制、公的扶助、社会手当、助成、被害救済、共済、保険、貸付など、さまざまな制度や事業を幅広く検討します。</p> <p>検討に時間を要するときは、後日の回答になることがあります。</p>	<p>5,000円／時間 (2,500円／30分)</p> <p>予約後に事前の支払い、 または氏名・住所・連絡先を 明示してください。(秘密は厳守)</p> <p>複合的な問題は、分野ごとではなく、 全体としての時間で算定します。</p> <p>電話の通話料金は、全国どこからでも、 自分の市内へかけた場合と同じです。</p> <p>メール・FAXによる相談は、 通常は1時間として扱います。 ただし簡単なものは30分扱い、 複雑なものは内容に応じて見積もり。</p>
● 家庭・職場・人生などに関する悩みの相談	
<p>ソーシャルワーカー、産業カウンセラーとして、悩みごとに耳を傾けます。グチでもかまいません。解決方法が必ず見つかるとは限りませんが、お話すだけで楽になるかもしれません。</p>	
● 精神科医療・メンタル問題に関する相談	
<p>精神保健福祉士として、精神科の入院制度や行動制限に関することを含め、専門的なアドバイスをします。よりよい方法がないかを一緒に考え、必要なときは役に立つ団体や医療機関、事業所を紹介します。</p> <p>具体的なサポートは「医療における患者支援」の項をごらんください。</p>	
● 医療分野の相談	
<p>新聞記者として医療を長く担当した経験や、医療問題に関する知識をもとに、どうすればよいかを一緒に考えます。</p> <p>どの医療機関にかかるか、治療方針の選択をどうするか、医療スタッフと患者の関係、医療費や保険外の費用負担、患者の権利、医療機関での不正、患者が急死したときの家族の対応といったことについて問題を整理し、対処法を検討します。相談以外の具体的なサービスは「医療における患者支援」の項をごらんください。</p> <p>なお、医学的専門性の高い内容や、医療過誤の有無に関する相談はお受けできません。</p>	
● その他の困りごとや社会的な問題に関する相談	
<p>法律、社会保障、行政に関する知識のほか、ジャーナリストとしての知識・経験も踏まえ、問題の見立て、解決策の提案をします。役に立つ団体や専門職が必要なときは紹介します。</p>	
● 顧問契約	料金
ご希望があれば、月ぎめで随時、ご相談に乗る契約も可能です。	個別協議

【2】 短期の生活支援サービス			
● 暮らしの安心プラン設計		報酬	主な実費
今のままでは困る場合、どこでどうやって暮らすか、お話をよく聞いて新しい生活のプランを提案します。相談機関や医療機関などで通常やってもらえますが、それが難しいときや足りないときに引き受けます。		総額の目安 2～5万円程度	
	基礎調査（生活状況、健康状態など）	書類取得費など	手数料、郵送料
	利用できる社会制度の検討、基本的なプラン作成	1～2万円	
	住宅・施設の探索、同行見学（転居・入所する場合）	同行 1万円/回	出張費
	医療、介護、障害者福祉、配食、就労などサービス事業者の探索	1～2万円	出張費
	家族・親族との連絡、相談	込み	
● 短期総合サポート		報酬	主な実費
新しい生活に移行するとき、必要な手続きや作業をお手伝いします。ご本人や親族だけでは難しく、相談機関・施設・事業所でもできない場合に、同席・同行するか、必要な範囲で委任契約を結んで代行します。 各種手続きには、手順や必要書類の問い合わせ、内容の点検、ご本人への説明と意向確認、委任状作成、印鑑証明の取得、書類やお金のやりとり、事後の確認、報告など、手間がかかります。ただし短時間で済むときや助言・補助だけなら安くし、特別に手間がかかるときは加算します。		総額の目安 5～20万円程度	
	入居・入所・入院の契約、注意事項などの確認	1万円	敷金、礼金、保証金、仲介手数料
	緊急時連絡先になること（保証人にはなれないので、保証会社、家賃保証サービス、火災保険、賠償責任保険などをご利用ください）	1万円	保証料、保険料
	医療・介護・障害者福祉・配食などのサービス利用契約	5,000円/件	
	公的機関への移転届、申請や変更の手続き ㊄（住民登録、運転免許、マイナンバー、障害者手帳、障害者福祉、各種手当、医療費助成、被害補償給付、交通優待バス、公的資格など）	2,500～5,000円/件	
	社会保障・税関係の手続き（医療保険、介護保険、年金、労災、雇用保険、確定申告、住民税、固定資産税、自動車税など）	3,000～5,000円/件	内容によって社労士、税理士に依頼
	公共サービス等の移転、契約、解約、精算（電気、ガス、水道、郵便、定期券など）	2,500～5,000円/件	
	通信関係の移転、契約、解約、精算（固定電話、携帯、ネット、プロバイダ、放送など）	5,000～1万円/件	解約手数料
	金融関係の転居届、契約、解約、精算（銀行、有価証券、投資信託、ローン、クレジットカード、ゴルフ会員権、交通系カードなど）	5,000～1万円/件	
	生命保険・損害保険・共済の移転届、契約、解約、精算	3,000～1万円/件	
	継続的な取引の移転、契約、解約、精算（新聞、生協、配食、健康食品、雑誌、美容、ジム、レジャー会員など）	2,500～5,000円/件	解約手数料
	引っ越しの見積もり、手配、同行	2万円/件	引越業者の費用
	家具・電化製品の選択、購入、操作説明	5,000～1万円/件	
	居室の整え（大がかりでないもの）	2,500～5,000円/件	
	身の回り品の調達、入院先への移送	5,000～1万円程度	
	パソコン・スマホ・通信の設定補助（基本的なもの）	2,500～5,000円/回	
	もとの賃貸住宅の解約、精算、敷金返還	2万円	
	元の部屋の整理・清掃、家財・不用品の処分（状況による）	3万円～	整理・清掃・処分費
	駐車場・駐輪場・トランクルームの解約、精算	2,500～5,000円/件	
	動物・植物の譲渡、委託	相談	飼育委託費など
	組織・団体・知人などへの連絡の代行	1,000～3,000円/件	

【3】継続的な生活支援サービス

<p>継続的な生活サポートを依頼される時は、必要なメニューをまとめて「生活支援・財産管理契約」を結びます。「見守り・権利擁護」は原則として必ず付けてください。</p> <p>基本的にはご本人と契約し、手続きのたびに添付する書類を減らすため、公正証書にします。メニューによってはご家族との契約も可能です。1年単位で自動更新します。</p>		公証人の手数料	
● 見守り・権利擁護		報酬	主な実費
<p>定期的な訪問を行い、困りごとの相談に乗ります。訪問の頻度はご希望や必要に応じて定めます。入院・入所時を含め、不当な扱いを受けないよう気を配り、もし虐待があれば通報します。なお、緊急時に必ずすぐ駆けつける態勢は当事務所にはないので、その点は外部サービスを設定します。</p>		総額の目安 月1～2万円	
	定期的な訪問（状況や困りごとの確認を含む）	5,000円/回	出張費
	機器による安否確認・駆けつけを行う業者の手配、設定	5,000円/月	
	緊急時連絡カードの作成、連絡先の提供	2,000円	
	カギの預かり（緊急時に備えて希望される場合）	500円/月	
	急ぎの依頼や連絡による駆けつけ	5,000～1万円/回	出張費
	近距離の外出への同行（公的制度・施設でできない場合）	5,000円/回	出張費
	通院、入退院時の同行（必要に応じて介護タクシーを利用）	1万円～/回	出張費、交通費
	困りごとについて、関係先との協議	5,000円/回	
● 継続的委任		報酬	主な実費
<p>くらしに必要な連絡、手続き、作業を代行します。本人・親族・公的制度・施設でできる時は、そうしてください。</p>		総額の目安 月1万円程度	
	家主・施設・病院との連絡、医療・介護・障害者福祉・配食などの事業者との連絡、行政・社会保障・税関係の連絡、公共サービス・継続的取引の事業者との連絡、それぞれ簡単な手続き	月1万円	
短期支援と同	社会保障・税関係・公共サービス等・継続的取引の変更手続き	2,500～5,000円/件	
	通信関係の変更手続き	5,000～1万円/件	解約手数料
	家具・電化製品の選択、購入、操作説明	5,000～1万円/件	購入代金
	居室の整え（大がかりでないもの）	2,500～5,000円/件	
	身の回り品の調達、入院先への移送	5,000～1万円程度	購入代金
	パソコン・スマホ・通信の設定補助（基本的なもの）	2,500～5,000円/回	
	組織・団体・知人などへの連絡の代行	1,000～3,000円/件	
● 財産管理		報酬	主な実費
<p>お金の出し入れ、財産の管理などを引き受けます。必要な現金は、定期的な見守り訪問ごとに、ご本人にお渡しします。預貯金の状況は毎月お示しします。3か月ごとに会計報告を行います。</p>		総額の目安 月2万円程度	
	預貯金の管理、収入の受け取り、費用の支払い	1万5,000円/月	
	有価証券、投資信託などの管理	3,000円/月	
	重要書類の預かり（通帳、証書、登記書類など）	3,000円/月	
	金融契約の変更、保険・共済の変更、保険金の請求	1万円/件	
	家屋などの見回り（管理責任は負えません）	5,000円/回	出張費
	<p>日常的金銭管理</p> <p>お金を使いすぎないように、定期的な見守り訪問ごとに、あらかじめご本人と話し合っただけの金額だけに制限して、お渡しします。特別な支出が必要と判断できるときは別です。</p>	5,000円/月	

【4】後見制度の利用			
● 任意後見		報酬	主な実費
<p>法的な判断能力が低下したときに備え、後見人になってもらう人と前もって契約を結びます。実際に判断能力が低下して、親族などの申し立てで家庭裁判所が任意後見監督人を選んだ時から、契約が効力を生じます。</p> <p>任意後見人は本人の代理として、契約で定めた範囲の法律行為ができます（不動産売却、遺産分割協議、民事訴訟も可能にできる）。</p> <p>ただし、法律上できないこともあるので、継続的生活支援サービス（とくに見守り・権利擁護）は、任意後見開始後も重複しない範囲で続く契約にされることをお勧めします。</p>			
	本人のご意向、親族の状況、財産状況などの聴き取り	込み	
	基礎調査（戸籍、財産、生活状況など）	書類取得費など	手数料、郵送料
	任意後見契約書の作成（公正証書にする） ㊄	6万円	公証人の手数料
	当事務所のスタッフが受任する場合（財産額や契約内容による）	月3万円～	任意後見監督人の報酬（月1～3万円）
	親族や友人が任意後見人になる場合（報酬の有無は自由）	－	
● 成年後見		報酬	主な実費
<p>すでに法的判断能力が低下しているとき、家庭裁判所に申し立て、後見人（または保佐人、補助人）を選んでもらいます。後見人の候補者として、親族や当事務所のスタッフを挙げていただくこともできます（希望通りにならないこともあります）。報酬は、財産総額や業務の実績に応じて家裁が決め、本人の財産から支出します。</p> <p>※ 申し立ての代理が必要なときは弁護士または司法書士を紹介します。</p>		親族以外による後見はおおむね月3万円以上	医師の鑑定書（10万円前後）など

【5】福祉分野の申請サポート、支援		
● 生活保護の利用申請 ㊦		
健康で文化的な最低限度の生活は、憲法で保障された権利です。医療費を含めた生活保護の基準額（世帯の月額）に比べ、見込み月収とすぐ使える資産の合計が少ないときは利用できます。持ち家・自動車も認められる場合があります。年齢、困窮の原因、借金の有無は関係ありません。	報酬	主な実費
当面は親族が報酬を負担される場合に、状況や事情をお聞きして申請代理します。地理的に近ければ同行申請も可能です。	申請時 1万円 保護開始時 4万円	郵送費、出張費
● 障害者手帳の申請 ㊦		
身体障害者、知的障害者、精神障害者の手帳を取得すれば、福祉サービスの利用のほか、医療費や税金の負担が減り、各種料金の割引も受けられます。高齢者でも手帳を取得できます。	報酬	主な実費
障害者福祉の公的窓口や相談支援事業所でサポートしてもらえますが、必要なときは申請代理します。	申請時 1万円 手帳交付時 4万円	診断書 (知的障害は不要)
● 障害者控除対象者認定証の申請 ㊦		
所得税、住民税には障害者控除があります。障害者手帳のない人でも、要介護度や医師の診断書などをもとに市区町村の高齢者担当課で認定証を発行してもらい、申告すれば、税金が減ることがあります。	報酬	主な実費
認定証の発行申請への同行、または申請代理	認定時 2万円	
● 子どもや障害者の手当などの申請 ㊦		
公的窓口で申請できますが、必要なときは申請代理します。	報酬	主な実費
児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当	申請時 1万円	所得証明書など
● 医療費助成の申請 ㊦		
公的窓口や医療機関で可能ですが、必要なときは申請代理します。	報酬	主な実費
難病の医療費助成	申請時 1万円～	診断書
小児慢性特定疾患の医療費助成	申請時 1万円	診断書
ひとり親、障害者、子ども、高齢者などへの自治体の医療費助成	申請時 1万円	所得証明書など
肝炎ウイルスの治療費助成	申請時 1万円	診断書
● 学校関連事故の災害共済給付の申請 ㊦		
学校内、学校行事、クラブ活動、通学中に起きた事故や災害などによるけが・病気には、独立行政法人日本スポーツ振興センター法による共済制度があり、医療費、障害見舞金、死亡見舞金などが給付されます。保育所から高等専門学校まで制度の対象です。必要なら申請代理します。	報酬	主な実費
	申請時 1万円～ 50万円以上の給付時は成功報酬2%	医療機関の証明書
● 刑事司法における福祉的援助（ソーシャルワーカー業務）		
罪に問われた障害者、高齢者などを支援します。弁護人または本人・親族の依頼で、接見・面談、居住場所や福祉利用の調整、更生支援計画書や意見書の作成を行います。（よりそいネットおおさか専門研修了）	報酬	主な実費
	協議	出張費
▲ 社会保険、労働関係の申請・請求		
公的年金、公的医療保険、介護保険、雇用保険、労災保険などにもとづく申請、労働関係法令に基づく請求は当事務所で扱えないので、社会保険労務士または弁護士を紹介します。		

【6】医療における患者支援			
<p>患者の味方になり、よりよい医療が提供されるよう、サポートします。 ただし、医学的専門性の高い内容や、医療過誤の有無に関する相談は、お受けできません。</p>			
● 医療分野の相談（有料相談サービス、再掲）		料金	
<p>どの医療機関にかかるか、治療方針の選択をどうするか、医療スタッフと患者の関係、医療費や保険外の費用負担、患者の権利、医療機関での不正、患者が急死したときの家族の対応ーといった相談に乗ります。</p>		5,000円/時間	
● 精神科医療・メンタル問題に関する相談（有料相談サービス、再掲）			
<p>精神保健福祉士として、精神科の入院制度や行動制限に関することを含め、専門的なアドバイスをします。よりよい方法を一緒に考えます。</p>			
● 面会・権利擁護		報酬	主な実費
	病院への訪問、面会	5,000円/回	出張費
	訪問時の医師やスタッフとの面談、要望の伝達	5,000円/回	出張費
	医療側による説明への同席（重要な診断、手術、治療法など）	2万円/回	出張費
	精神科の退院請求、処遇改善請求のサポート・代理 ㊿	1万円/回	出張費
	精神医療審査会への意見書提出	2万円/回	郵送費
● 残された期間の意思決定支援		報酬	主な実費
<p>回復が難しい病状の場合に、残された期間をどう過ごすか、どういう医療を受けるか受けないか、一緒に考えます。医療の世界でACP（アドバンス・ケア・プランニング）と呼ばれる取り組みで、これを患者側からサポートします。元気なうちに作成する、いわゆる<尊厳死宣言書>は、倫理的・法的な有効性や医療現場の近年の状況から、お勧めしません。</p>		総額の目安 6万円	
	ご希望の聞き取り、医療・介護スタッフ、親族との話し合い	5,000円/時間	出張費
	ご意向や考え方の文書化、必要に応じて動画記録	2万円	出張費
	ご本人の意識や判断能力が低下したときは、それまでにうかがっていた考え方を伝え、医療スタッフと話し合います。	1万円/回	出張費
	医療行為の同意・拒否を親族や当事務所などにゆだねる契約 ㊿	1万円	
● 医療関連の被害救済制度による請求 ㊿		報酬	主な実費
<p>医療に伴う健康被害には公的な救済制度がいくつかあります。過失や製品の欠陥の有無を問わない補償制度による請求をお手伝いします。</p>			
	<p>出産時のトラブルによる脳性まひの補償請求の代理 (産科医療補償制度で認定されれば、総額3,000万円を支給)</p>	請求時 3万円 成功報酬 3%	診断書、必要なら診療記録、鑑定書
	<p>医薬品、法定外ワクチンによる健康被害の請求の代理 (医薬品副作用被害、生物由来製品感染等被害の救済制度で認定されれば、医療費、治療中の手当、障害年金、遺族年金などを給付)</p>	請求時 5万円 成功報酬 5%	診断書、投薬証明書、必要なら診療記録、鑑定書
	<p>法定のワクチンによる健康被害の申請代理 (予防接種健康被害救済制度で認定されれば、医療費、治療中の手当、障害年金、遺族年金などを給付)</p>	申請時 5万円 成功報酬 5%	診断書、投薬証明書、必要なら診療記録、鑑定書
● 医療の記録の開示請求 ㊿		報酬	主な実費
<p>ご本人や遺族が請求できますが、必要なときは請求を代理します。</p>			
	カルテなど診療記録の開示請求（医療機関へ）	5,000円/医療機関	手数料、コピー代
	レセプト（診療報酬明細書）開示請求（保険者へ）	5,000円/保険者	手数料、郵送料
● 医療機関からの依頼		報酬	主な実費
<p>病院や学会の倫理委員を務めてきた経験も活かし、お手伝いします。</p>			
	臨床倫理・研究倫理に関する審査委員、人権委員など	応相談	
	患者支援・患者対応などに関する助言、コンサルタントなど	応相談	

【7】遺言・贈与・家族信託			
● 遺言作成のサポート ㊦		報酬	主な実費
<p>ご意向を大切にしながら、争いが起きないように工夫します。遺留分、寄与分、理由不明の不公平な配分などに注意が必要です。遺言の「付言」に、配分の理由やメッセージを書くことも紛争防止に役立ちます。</p> <p>確実に早く執行できるのは公正証書遺言です。あとで書き直す可能性があるときは自筆証書遺言をおすすめします。</p>		総額の目安 6～12万円程度	
	ご意向、親族の状況、財産の状況の聴き取り	込み	
	基礎調査（親族関係、財産、債務）	書類取得費など	手数料、郵送料
	親族関係図の作成	1万円	
	財産目録の作成	1万円	
	遺言書の原案作成	6万円	
	遺言執行者の指定（必要に応じて意向の確認）	込み	
	公正証書遺言の完成（公証人との連絡、必要な証人2人の確保）	2万円	公証人の手数料
	自筆遺言の助言、点検	5万円	
	自筆遺言の法務局預かり（ご本人が出向く必要）、写しの預かり	込み	手数料
● 寄付・公益遺贈のサポート ㊦		報酬	主な実費
<p>公益や社会事業のために財産を役立てることを希望される場合、寄付や遺贈をするのに適切な団体を探します。</p>			
	ご意向の聴き取り（どんなことに役立てたいか）	1万円～	
	寄付・遺贈先の探索、先方の実情と意向の確認、税制面の検討		
	（実行のための遺言書、贈与契約書の作成は別途）		
● 贈与契約 ㊦		報酬	主な実費
<p>単純な贈与、複数年に分けた暦年贈与、亡くなったときに行う死因贈与、負担付き贈与（世話をしてもらい、会社を経営するといった条件）などの方法があります。相手方との契約が必要です。</p>			
	ご意向の聴き取り、税制面の検討、先方の意向の確認	2～5万円	公証人の手数料 不動産は登記費用
	贈与契約書の作成（必要に応じて公正証書）		
● 家族信託（民事信託） ㊦		報酬	主な実費
<p>確実に信頼できる親族やパートナーなどに財産を託し、その財産からの受益者、死後の承継者を指定します。</p> <p>高齢者の生活の安心、障害者の親なき後への備え、次の次の世代までの確実な相続、スムーズな事業承継など、さまざまな問題に有効です。ただし争いを生まないように、相続の遺留分には注意が必要です。</p> <p>※ 信託法の制約により、土業の事務所は原則、受託者になれません。</p>		報酬総額の目安 45万円～	
	ご本人や親族の状況、希望内容などの聞き取り	込み	
	基礎調査（親族関係、財産、生活状況）	書類取得費など	手数料、郵送料
	受託者になってもらう人など、関係者との話し合い	込み	
信託方法の設計	信託財産 3,000万円以下	30万円	
	信託財産 3,000万円超～1億円以下	信託財産の1%	
	信託財産 1億円超の部分の報酬加算	超えた分の0.5%	
	（不動産は固定資産税評価額で計算）		
信託契約書の作成 （公正証書）	一般の場合	10万円	公証人の手数料
	中小企業、不動産経営の事業承継の場合	15万円	
不動産の信託登記（司法書士に依頼）		（司法書士の報酬）	登記の登録免許税
信託監督人または受益者代理人の受任		1万円/月～	

【8】遺産分割・遺言執行			
● 相続・遺産分割 ㊦		報酬	主な実費
話し合いによる円満な解決をサポートします。 ※ 争いがある場合は当事務所で扱えないので、弁護士を紹介するか、家裁での調停の方法を説明します。相続税の申告は税理士を紹介します。		総額の目安 10～12万円程度	
	親族と遺産の状況、ご意向などの聞き取り	込み	
	基礎調査（相続人、財産、債務など）	書類取得費など	手数料、郵送料
	遺言書の有無の調査（自宅、公証役場、法務局、つきあいのあった士業への連絡など。貸金庫を開けるには相続人全員の同意が必要）	1万円	調査費
	法定相続情報一覧図の作成（法務局へ申請、交付）	1万円	
	相続財産目録の作成	1万円	
	相続人による話し合いへの出席	1万円/回	出張費
	遺産分割協議書の作成	6万円	
● 遺産分割の執行		報酬	主な実費
相続人の全員または一部から依頼を受け、遺産分割協議書や調停調書にもとづく名義変更などの手続きを代わりに行います。			
	不動産の名義変更（司法書士に依頼）	（司法書士の報酬）	登記の登録免許税
	農地の相続届（農業委員会へ）㊦	2万円/件	書類取得費、出張費
	借地・借家の相手方への変更通知 ㊦	2万円/件	郵送料
	預貯金・有価証券・投資信託の名義変更、払い戻し	2万円/件	
	遺産となる退職金・保険金の受け取り	2万円/件	
	自動車・バイクの名義変更（移転しない場合）㊦	1万円/件	手数料
● 遺言執行		報酬	主な実費
遺言の内容を実現する手続きを行います。遺言執行者に指定されたときのほか、別の案件の遺言執行者から依頼を受けて行うこともできます。			
	遺言書・相続人・相続財産の確認、相続人への通知、遺言にもとづく相続人の廃除・認知・一般財団法人の設立、受遺者への不動産の名義変更、不動産の換価処分、預貯金や有価証券の名義変更・払い戻し、動産の引き渡し、必要なときの訴訟提起、報告書の作成・交付など		書類取得費、手数料、郵送料、登記の登録免許税など
	報酬は、遺産総額に応じて設定	遺産総額 1,000万円以下のとき	30万円
		遺産総額 1,000万円超の部分の報酬加算	超えた分の1.5%
		信託財産 1億円超の部分の報酬加算	超えた分の1%
		(不動産は固定資産税評価額で計算)	
			必要経費は遺産から控除

【9】終活サポート・死後事務		
● 残された期間の意思決定支援 (医療における患者支援、再掲)	報酬	主な実費
<p>回復が難しい病状の場合に、残された期間をどう過ごすか、どういう医療を受けるか受けないか、一緒に考えます。</p> <p>医療の世界でACP (アドバンス・ケア・プランニング) と呼ばれる取り組みで、これを患者側からサポートします。</p> <p>元気なうちに作成する、いわゆる<尊厳死宣言書>は、倫理的・法的な有効性や医療現場の近年の状況から、お勧めしません。</p>	総額の目安 6万円	
ご希望の聞き取り、医療・介護スタッフ、親族との話し合い	5,000円/時間	出張費
ご意向や考え方の文書化、必要に応じて動画記録	2万円	出張費
ご本人の意識や判断能力が低下したときは、それまでにうかがっていた考え方を伝え、医療スタッフと話し合います。	1万円/回	出張費
医療行為に関する同意・拒否を当事務所などにゆだねる契約 ㊄	1万円	
● 終活サポート	報酬	主な実費
<p>人生の終わり方、後片付けをどうするか、一緒に考えて具体化していきます。後片付けや準備をするべきことは、死後事務委任の項を参考にしてください。単身生活や老々世帯の方は、見守り・権利擁護サービスの利用もご検討ください。</p>	総額の目安 5~15万円程度	
ご本人や親族の状況、希望内容などの聞き取り	込み	
基礎調査 (必要な範囲)	書類取得費など	手数料、郵送料
話し合い、プランの提案、エンディングノートの書き方の助言 (希望事項、メッセージ、財産目録、連絡先リストなど)、写しの保管	5万円~	
緊急時連絡カードの作成、連絡先の提供	2,000円	
身の回りの整理、不用品の処分、収集品の寄贈などの援助	5万円~	処分費用
人生記録冊子、遺影、動画、メッセージ、記念品などの制作	相談	撮影費、制作費
特別な人との面談、特別な土地への旅行、生前葬などの企画	相談	旅費など

● 死後事務委任	報酬	主な実費
<p>ご希望に沿って、亡くなった後の手続き、葬送の手配、遺品整理などをします。ご本人が生前に済ませたこと、遺言執行者が行うこと、親族が実施されることは、死後事務の実行対象から除きます。</p> <p>遺言書作成、遺言執行者の受任、見守り・権利擁護とセットの契約が基本です。必要な費用は、専用口座、死亡保険金、負担付き遺贈、預託金などの方法で確保していただき、その範囲内で死後事務を行います。</p>	<p>総額の目安 30～70万円程度</p>	<p>総額の目安 80～300万円程度</p>
ご本人や親族の状況、希望内容などの聞き取り	込み	
基礎調査（親族関係、財産、債務など）	書類取得費など	手数料、郵送料
相談、プラン作成、費用の見積もり	込み	
死後事務委任契約書の作成（公正証書にする）	10万円	公証人の手数料
緊急時連絡カードの作成、連絡先の提供	2,000円	
現場への駆けつけ、葬儀業者の手配	3万円	出張費
特別対応加算1（自宅での急死、外出先での死亡）	2万円	
特別対応加算2（旅行先での死亡、事件・災害による死亡）	5万円	出張費
死亡診断書（または死体検案書）の依頼、受け取り	3,000円	診断書代
親族への連絡	込み	
死亡届の提出、火葬許可申請	3,000円	
ご遺体の引き取り、清拭、通夜、納棺、告別式、火葬、初七日法要など（ご希望の内容に応じて）	10万円	葬儀業者の費用、火葬料、お布施など
医療費、介護費、施設利用料の精算	1万円/件	
在職先への連絡、退職手続き	5万円	出張費
社会保障・税関係の手続き（医療保険、介護保険、年金、労災、雇用保険、被害補償給付、住民税、固定資産税など）	1万円/件	内容によって社労士、税理士に依頼
公的機関への届け出、文書の返納（運転免許、旅券、マイナンバー、障害者福祉、各種手当、医療費助成、交通優待パス、公的資格など）	3,000円/件	出張費、郵送料
公共サービス等の解約、精算（電気、ガス、水道、電話、携帯、通信、プロバイダ、放送、郵便、定期券など）	1万円/件	出張費、郵送料、解約手数料
金融関係の解約、精算（銀行口座、有価証券口座、投資信託、貸金庫、ローン、クレジットカード、交通系カード、ゴルフ会員権など）	2万円/件	出張費、郵送料
生命保険、損害保険、共済への通知、精算、給付の受け取り	2万円/件	出張費、郵送料
継続的取引や通信販売の解約、精算（新聞、生協、配食、健康食品、薬、雑誌、美容、ジム、レジャー会員など）	3,000円/件	郵送料
電子メール、SNS、電話による死亡通知	1,000円/件	
電子登録の抹消、解約（SNS、メールアドレス、継続課金のソフト・ゲームなど）＝ID、パスワードなどがわかることが前提	1万円/件	郵送料
パソコン、スマホのデータの一部保存、消去、処分＝操作に必要なパスワードなどがわかることが前提	2万円/台	処分費用
組織・団体への連絡、手続き（元の勤務先、自治会、加入団体など）	3,000円/件	郵送料
遺品の整理、形見分け、家財や不用品の処分・寄贈、清掃（状況や希望内容による）	5～10万円	整理・清掃費用、処分費用
借りていた住宅の管理、解約、精算、敷金返還	3万円	
駐車場・駐輪場・トランクルームの解約、精算	5,000円/件	
動物・植物の譲渡、委託	相談	飼育委託費など
埋葬（墓地、樹木葬、散骨）、納骨、手元供養品の製作など	10万円	墓地、儀式的費用
友人・知人などへの連絡、あいさつ状	相談	
死後事務報告書の作成、相続人への提出、精算	込み	

【10】その他の文書作成、申請代理など		(行政書士業務)	
● 内縁・同性のパートナー契約 ㊦		報酬	主な実費
同居・協力、貞操、生活費分担、子どもの養育などの義務、共有財産の範囲、医療上の同意権などを定める契約を結ぶことができます。社会生活上、法律上の配偶者と同様の扱いを受ける場面も増えつつあります。パートナーとの任意後見契約、死因贈与の契約、遺贈の遺言も可能です。			
	パートナー契約書の作成（必要に応じて公正証書）	5万円～	公証人の手数料
	自治体による同性パートナー証明の申請サポート	5,000円	
● 養子縁組、子の認知、姻族関係終了などの相談 ㊦		報酬	主な実費
届け出の法律的な意味、効果などについて、ご相談に乗ります。		5,000円/時間	
● 法人の設立 ㊦		報酬	主な実費
ご意向をよく聴いたうえで、目的に応じた組織形態や運営方法の設計、定款の作成、必要な手順や財務などの助言を行います。			
	一般社団法人の設立	12万円～	公証人の認証手数料、登記の登録免許税、登記の代理申請が必要なときは司法書士の報酬
	一般財団法人の設立	15万円～	
	NPO法人の設立・認証	20万円～	
	株式会社の設立	14万円～	
	合同会社の設立（公証人の定款認証は不要）	12万円～	
● 農地法の手続き ㊦		報酬	主な実費
	3条 許可申請（売買、賃貸借、使用貸借など）	5万円～	書類・地図の取得費、実地調査費、出張費
	3条の3 届け出（相続等による権利取得）	3万円～	
	4条 許可申請（転用）	8万円～	
	4条 届け出（市街化区域内の転用）	4万円～	
	5条 許可申請（転用のための権利移動）	10万円～	
	5条 届け出（市街化区域内の転用のための権利移動）	5万円～	
● 行政への働きかけ ㊦		報酬	主な実費
	要綱、審査基準などの入手	1万円/件～	調査費、出張費
	行政指導の中止の求め、法令違反者に対する処分の求め	3万円～	
	不利益処分に対する聴聞、弁明、意見陳述の代理	5万円～	
	議会への請願書・陳情書の作成	2万円～	
	行政への陳情書・要請書・申入書などの作成	2万円～	
	住民監査請求書の作成	2万円～	
● 情報公開請求 ㊦		報酬	主な実費
	国の機関、自治体、独立行政法人などへの請求（文書作成、代理）	1万円/件～	手数料、通信費
● 個人情報保護の請求 ㊦		報酬	主な実費
	個人情報の開示・訂正・利用停止・削除の請求（文書作成、代理） （国の機関、自治体、独立行政法人、民間事業者へ）	1万円/件～	手数料、通信費
	個人情報保護委員会への指導監督の要請（文書作成、代理）	2万円/件～	通信費
● 法的文書の作成、点検 ㊦		報酬	主な実費
	契約書の作成、点検（種類、内容による）	3万円～	印紙代
	内容証明の作成・送付（種類、内容による）	2万円～	郵送費
	団体の規則の作成、点検（種類、内容による）	3万円～	
● 刑事事件の告訴・告発 ㊦		報酬	主な実費
	警察、労基署への告訴状・告発状の作成、提出	3万円～	

料金・報酬・費用などの入金先口座

(いずれも口座名義は、ばどる行政書士事務所)

- ◆ゆうちょ銀行（金融機関コード 9900）
ゆうちょ銀行の口座・窓口から 振替口座 00960-1-283759
ゆうちょ銀行以外から振り込み ○九九支店（099） 当座 0283759
- ◆楽天銀行（金融機関コード 0036）
ボレロ支店（支店番号227） 普通 5010246
- ◆大阪信用金庫（金融機関コード 1630）
堺東支店（支店番号086） 普通 0073544

※ 都市銀行の口座は準備中なので、ご希望のときは個別にお伝えします。

個人情報の取り扱いについて

当相談室／事務所は、さまざまな相談、生活支援、医療分野の患者支援、さらに後見・遺言・相続・死後事務などの法的手続き、申請や請求のサポートなどを扱っています。

このため多くの場合、プライバシーに属することを含め、さまざまな個人情報をお伝えいただく必要があります。そこで、守秘義務と個人情報の取り扱いについて、お伝えします。ご理解されたうえで、サービスをご利用ください。

1. 当事務所のスタッフは、行政書士、精神保健福祉士、社会福祉士などの国家資格を持ち、職務上知りえた秘密を守る法律上の義務を負っています。したがって、相談者・依頼者の了解を得ないまま、個人や事業者・団体の秘密を第三者に漏らすことは基本的にありません（法律上、正当な理由があると認められる場合を除く）。
2. 当事務所は民間事業者として、個人情報保護法などの関係法令を順守します。
3. 相談者・依頼者やその親族などの個人情報は、以下の目的のために同意を得て取得し、その目的の範囲内で利用します。
 - (1) 相談への対応、依頼された業務の遂行（それに必要な関係先への伝達を含む）
 - (2) 当事務所からの新規サービス、催しなどの情報提供
 - (3) 当事務所における業務の状況の分析、監査
 - (4) 当事務所のスタッフが所属する専門職団体における手続きや調査
4. ただし以下の場合で、ご本人の同意を得るのが困難なときは、第三者へ個人情報を提供することがあります。提供の要否は、内容ごとに慎重に判断します。
 - (1) 人の生命、身体、財産の保護のために必要な場合
 - (2) 公衆衛生、虐待防止、DVの防止のために必要な場合
 - (3) 国の機関や自治体、その委託を受けた者が行う法令に基づく事務に協力する場合
 - (4) 法令に基づいて提供を求められた場合
5. 相談や依頼の事例は、個人の特定や推測ができないようにしたうえで、以下の目的で用いることがあります。個別の事例を示すときは地域、年齢、性別、内容などを一部改変します。そういう形であっても利用されたくない場合は、その旨をお伝えください。ご意向に従います。その場合でも、相談者や依頼者に不利益は生じません。
 - (1) 当事務所の業務紹介や広告の中で、事例を紹介するとき（ウェブを含む）
 - (2) 記事や論文などで業務経験をもとに実情を伝え、制度や政策の改善を求めるとき
 - (3) 調査研究として、相談・依頼の状況や内容について分析するとき
6. 当事務所の事業を、他の法人などが承継したときは、個人情報も引き継ぎます。

以上



ぱどる行政書士事務所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町1-19
グラン・ビルド堺東604

TEL:072-200-2977

FAX:072-242-3029

E-mail:office@padorux.com